

質 疑 回 答 書 ②

件 名 箱根ヶ崎駅西公有地活用プロジェクト業務委託

No.	受領日	質 疑 事 項	回 答
5	4月26日	3) 業務内容 ア) に記載の暫定インフラ整備につきまして、コンテナハウス・ユニットハウスの他に、キッチンカーを併用することは可能でしょうか？また、キッチンカーのみリース品を利用することは可能でしょうか？	暫定インフラ整備は多目的利用が可能なユニットハウス、トレーラーハウス等を想定しています。 なお、イベントにおいてキッチンカーを活用することは可能です。
6	4月24日	3) 業務内容 エ) に記載の関係事業者等につきましては、既に特定されていらっしゃるのでしょうか？ 特定されていない場合、どのような事業者を想定されておりますでしょうか？	特定はしていませんが、地域住民、他自治体、公益財団法人東京都都市づくり公社、JR東日本等を想定しています。
7	4月24日	3) 業務内容 エ) に記載の地元リーダーの育成につきましては、既に候補者はいらっしゃるのでしょうか？	具体的な候補者はまだいないため、その人材発掘も含めて行っていただきます。
8	4月24日	公有地でイベントを開催する際、スピーカー等の音量制限はありますでしょうか	近隣にお住いの方がいらっしゃいますので、迷惑にならないよう常識の範囲内での音量としてください。
9	4月24日	公有地を利用する上での注意点や、禁止事項はありますでしょうか？	公有地のため、公序良俗に反する利用は禁止とします。
10	4月24日	公有地での施設運営およびイベント運営の際、受益者負担の利用料の徴収は可能でしょうか？その利用料を運営費に充当してもよろしいでしょうか？	利用料等の徴収は可能ですが、公共事業の一環であることから常識の範囲内かつ安価な設定としてください。なお、設定する際には、町と協議をすることとします。

以上